

弘前交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 弘前交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、弘前交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 地方運輸局長
東北運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
弘前市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 社団法人青森県タクシー協会会長又はその指名する者
 - ② 社団法人青森県タクシー協会弘前支部長又はその指名する者
- (4) 労働組合等
 - ① 全国自動車交通労働組合連合会(全自交)青森地方連合会を代表する者
 - ② 全国自動車交通労働組合総連合会(自交総連)青森地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民
弘前市町会連合会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 青森県警察本部交通部交通規制課長
 - ② 青森労働局労働基準部監督課長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計7個の議決権とし、

議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 東北運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両数が、当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①②及び④⑤に掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両数が、当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 11 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
 - 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
 - 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
 - 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとするが、代理出席を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

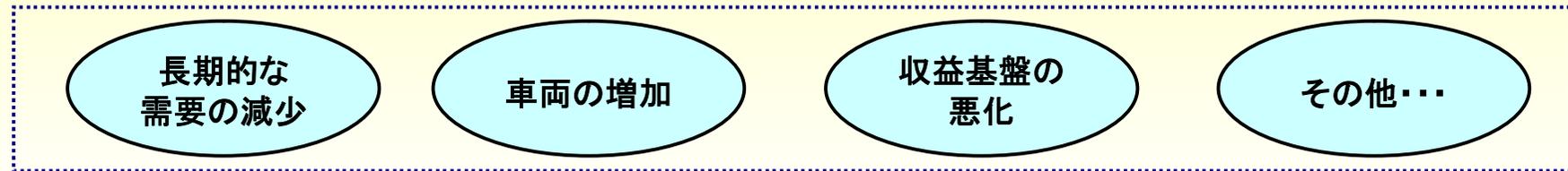
- 1 この要綱は、平成22年2月 日から施行する。

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的

制定の背景・目的及び法律の概要

■制定の背景・目的

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関。



諸問題の発生(公共交通機関としての機能不全)

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題・環境問題・都市問題)
- ・運転者の労働条件悪化(長時間労働、賃金低下)
- ・サービスの質の低下
- ・法令違反の増加 等



タクシー機能の維持・活性化の観点から総合的な取り組みが必要

平成21年10月1日

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(タクシー適正化・活性化法) 施行

法律の概要

■国土交通大臣による特定地域の指定

・国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を、「特定地域」として指定する。

(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することができる。)

■特定地域の協議会による地域計画の作成

・特定地域において、地域のタクシー事業者の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業者の適正化及び活性化を推進するための計画(地域計画)を作成する。

※地域計画に定めるべき事項

→タクシー事業者の適正化及び活性化の推進に関する基本方針
(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

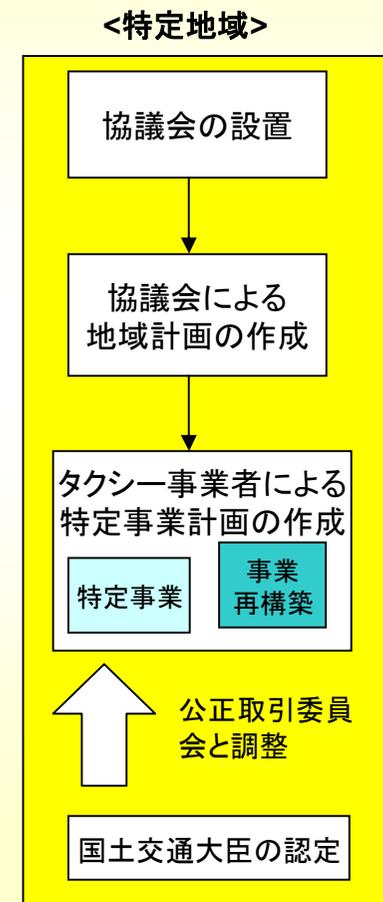
■特定事業計画の作成

・特定地域のタクシー事業者は、単独で又は共同で、地域計画に即したタクシー事業者の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

・特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

■特定地域における道路運送法の特例

・特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



タクシー適正化・活性化法制定までの主な動き

平成14年 2月	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律施行 → 規制緩和（基本的に参入・退出が自由化）
平成19年 4月	長野A・B地区、大分が運賃改定
平成19年12月	東京特別区、武蔵野、三鷹地区が運賃改定 国土交通大臣から「運賃改定を契機として提起されたタクシー事業を巡る諸問題について」諮問
平成20年 2月	交通政策審議会「第1回タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」（以下、交政審WG）開催 青森県地区運賃改定実施（一部地域除く）
平成20年 3月	全国乗用自動車連合会「第1回安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」 （以下、第三者委員会）
平成20年 7月	第8回交政審WGにおいて中間報告 ※利用者ニーズに合致したサービス提供、供給過剰への対策、過度な運賃競争への対策等が盛り込まれる 特定特別監視地域の指定（全国109営業区域）
平成20年 9月	規制改革会議公開討論会 「リーマンショック」を契機に世界同時不況へ
平成20年11月	第三者委員会による「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度に対する提言」
平成20年12月	交政審WGによる答申を国土交通大臣に提出
平成21年 2月	タクシー適正化・活性化法が閣議決定
平成21年 6月	衆議院本会議、参議院本会議において全会一致で可決、公布
平成21年10月	タクシー事業の適正化・活性化法 施行

協議会設置の目的

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」

関係者相互の連携及び協力について

第7条 国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

協議会の設置について

第8条 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

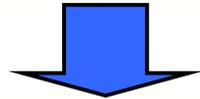
- 2 協議会は、必要とあると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者

協議会の役割

基本的な考え方

【協議会】・・・各営業区域(青森交通圏・八戸交通圏・弘前交通圏)ごとに設置

- ・地域計画の策定主体
- ・地域計画の実施に係る連絡調整
- ・特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化に関しての必要な協議



- ・特定地域における**タクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的役割**を担う
- ・地域の多様な関係者が参画し、共有の認識の下、**タクシー事業の適正化・活性化に関する取組みを総合的かつ一体的に取り組んでいく**ことが期待される。

構成員

地方運輸局長

関係地方公共団体の長

タクシー事業者・団体

タクシー運転者の団体

地域住民

その他(関係行政機関等)

青森県におけるタクシー事業の現況

1. タクシー事業の適正化・活性化に向けた背景

タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要: 輸送人員の長期的な減少

タクシー供給: 平成14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による参入規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争へ。

諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・サービスの質の低下
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化
- ・法令違反の増加 等

タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き: 国交省で「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、WGの答申に基づきタクシー特措法制定

業界団体の動き: 全タク連第三者委員会「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」設置、署名活動等の実施 等

特定地域協議会の設置

2. 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)とは・・・

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である。

一般タクシー



流し営業や無線等により利用者に対応する一般的なタクシー

ジャンボタクシー



観光や、冠婚葬祭等、個別臨時的な利用にも対応し、9人まで乗車が可能

福祉タクシー



車椅子や寝台が必要な方々の通学、通院等の外出に利用でき、リフト、スロープ、寝台を備え付けた福祉車両

乗合タクシー



主にバス路線が廃止された地域の代替交通や空港等までの移動、観光客向けの商品に利用され、一人あたりの定額運賃による相乗りタクシー

3. タクシー事業に関する現行制度の概要

参入面等

- 新規参入(営業区域ごとの許可)
 - ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査(例:車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等)
 - ・事業を適確に遂行するに足る能力の審査(例:資金計画、法令知識、損害賠償能力、最低保有車両数等)
 - ・欠格事由(過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等)に該当しないこと
- 事業計画の変更(営業区域の拡大・増車等:認可、減車等:事前届出)

運賃面

- 認可制(運用として上限規制)
 - ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること(総括原価主義)
 - ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ・他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

事業運営面

組織体制

- ・運行管理者の選任
- ・整備管理者の選任

運転者

- ・選任についての規制(日雇い等の禁止)
- ・適性診断の受診義務

運行

- ・点呼の義務付け
- ・運転者の拘束時間の制限

輸送サービス

- ・運送約款(認可制・標準約款)
- ・区域外運送の禁止(発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止)

運送引受義務

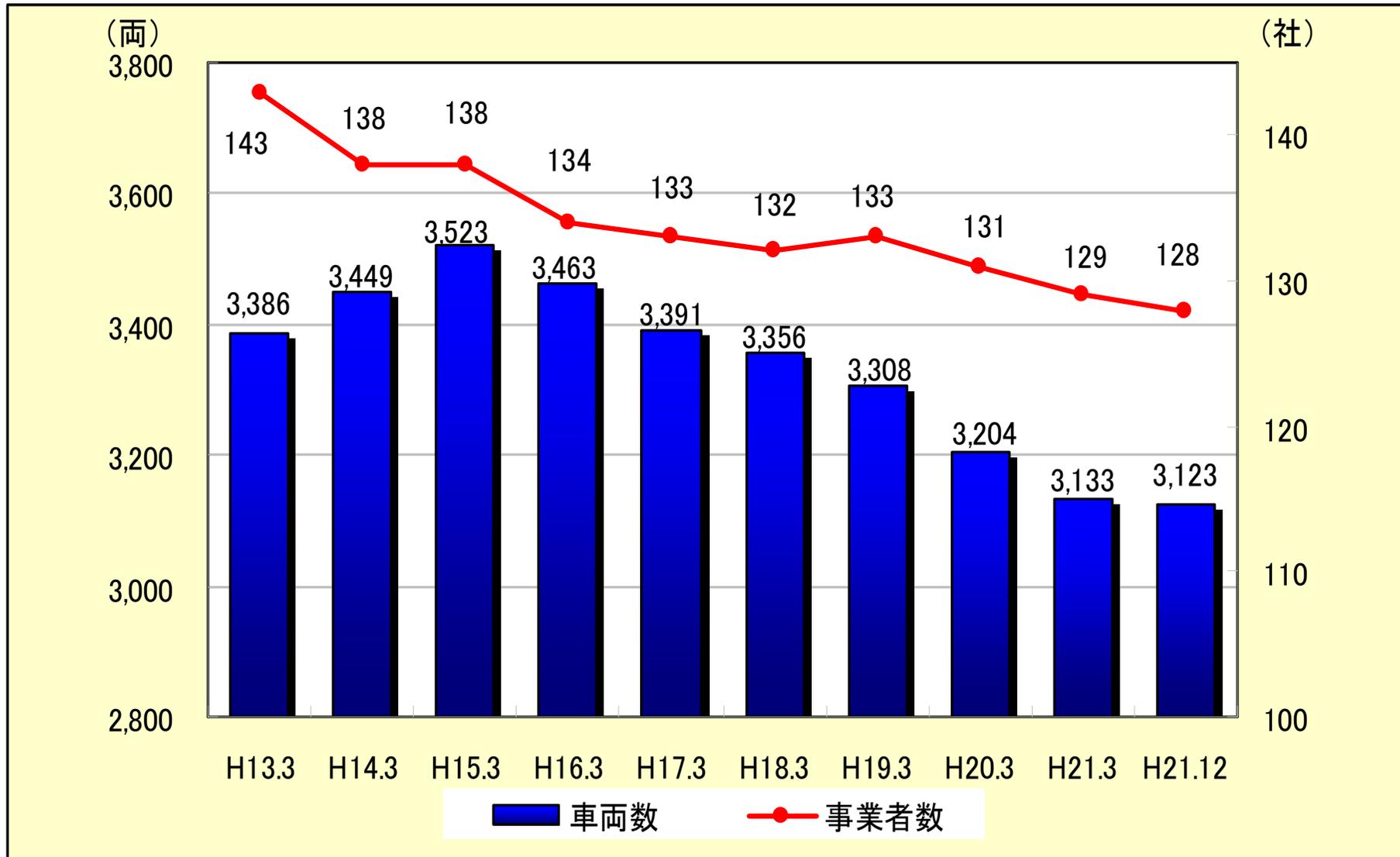
タクシー事業者は一定の場合(公序良俗に反する場合、天災の場合等)を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

4. 青森県のタクシー営業区域一覧

	営業区域名	該 当 市 町 村
1	青森交通圏	青森市(旧浪岡町除く)、平内町、蓬田村
2	八戸交通圏	八戸市、おいらせ町、階上町、五戸町(旧倉石村を除く)、旧名川町、旧福地村
3	弘前交通圏	弘前市、西目屋村
4	五所川原交通圏	五所川原市、北津軽郡、旧柏村
5	十和田交通圏	十和田市
6	むつ交通圏	むつ市(旧川内町、旧脇野沢村、旧大畑町を除く)、東通村
7	黒石市	黒石市
8	三沢市	三沢市
9	西津軽郡	鱒ヶ沢町、つがる市(旧柏村を除く)、深浦町
10	南津軽郡	旧浪岡町、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村
11	上北郡	野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
12	三戸郡	三戸町、田子町、旧南部町、旧倉石村、新郷村
13	東津軽郡	今別町、外ヶ浜町
14	下北郡	旧川内町、旧脇野沢村、旧大畑町、大間町、風間浦村、佐井村

※赤字:特定地域

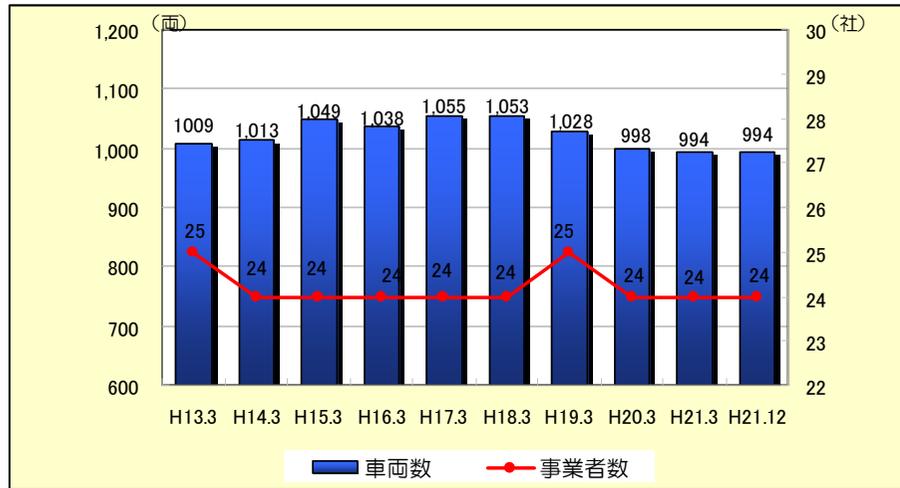
5. 青森県の法人タクシー事業者数・車両数の推移



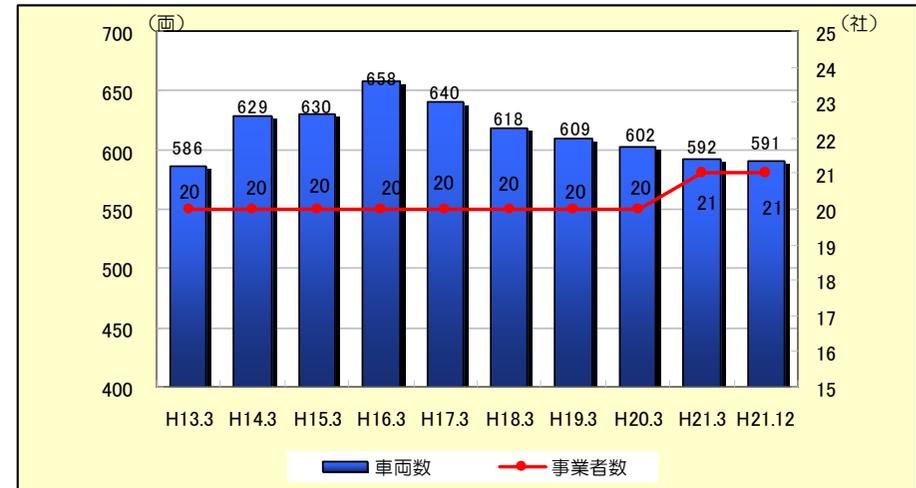
資料:青森運輸支局

6. 各交通圏ごとの法人タクシー事業者数・車両数の推移

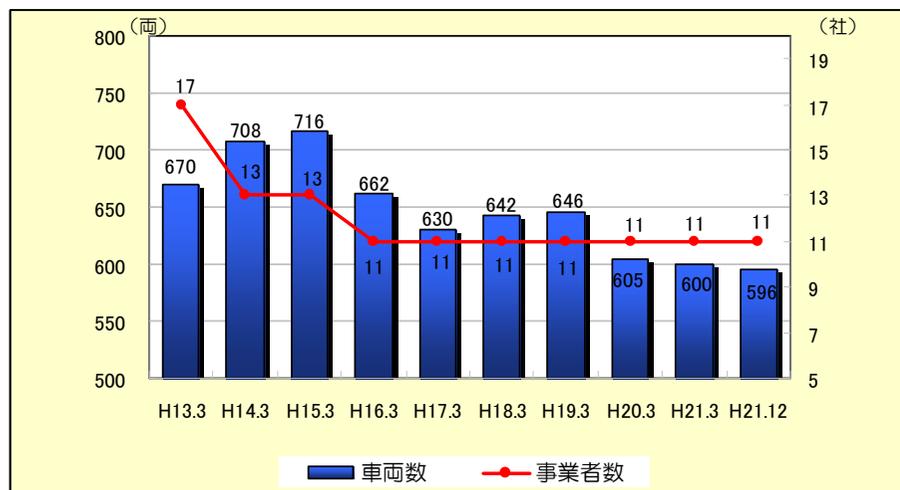
青森交通圏



八戸交通圏



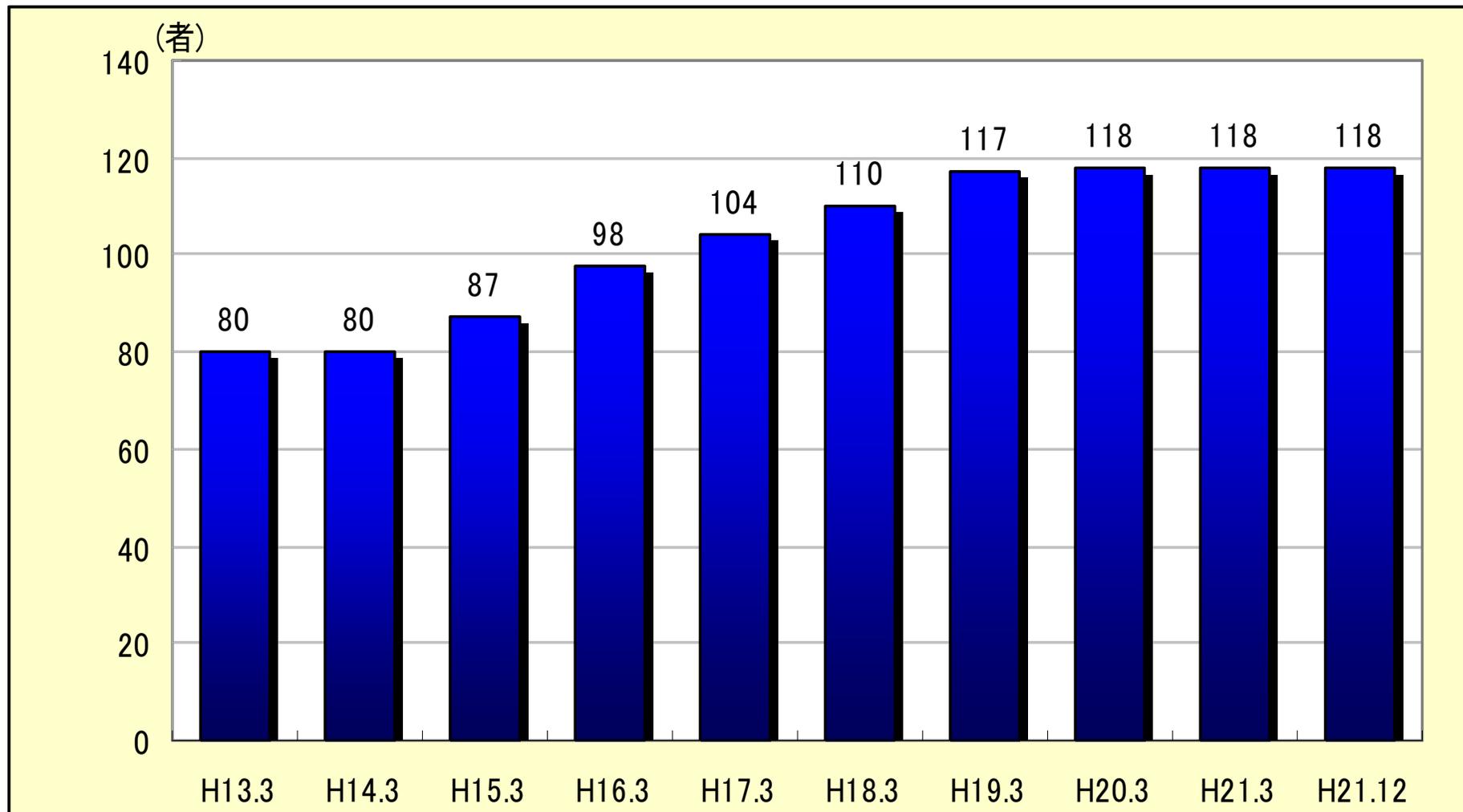
弘前交通圏



※事業者数、車両数は交通圏内に
営業所を有する事業者の総計

7. 青森県の個人タクシー事業者数の推移

※個人タクシー……青森県では青森交通圏、八戸交通圏においてのみ認められている

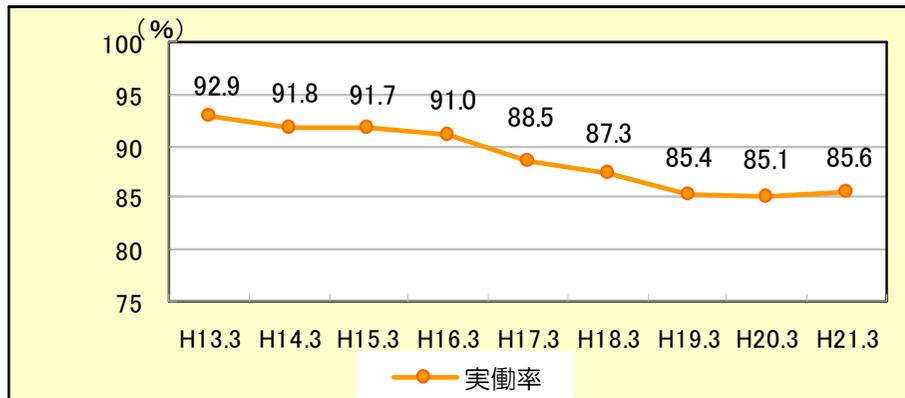


資料:青森運輸支局

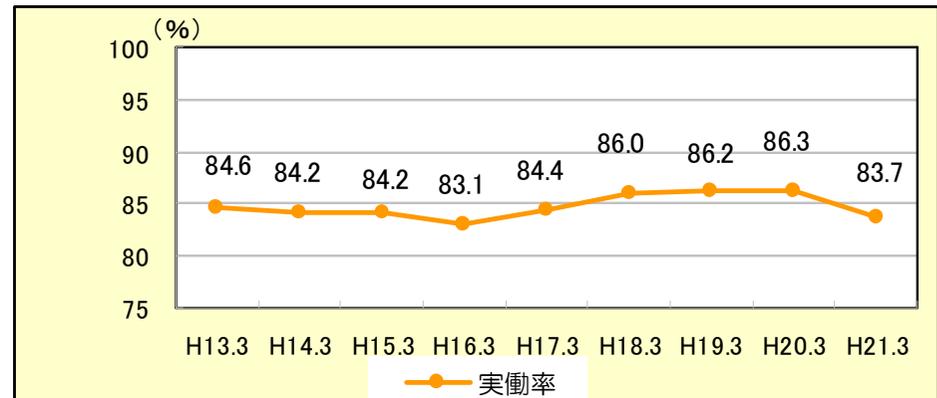
8. 各交通圏ごとの実働率の推移

※実働率・・・保有車両のうち、稼働した車両の割合

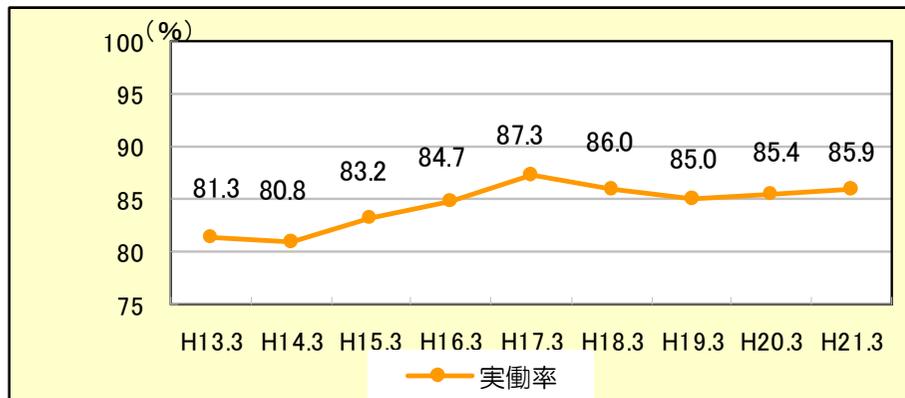
青森交通圏



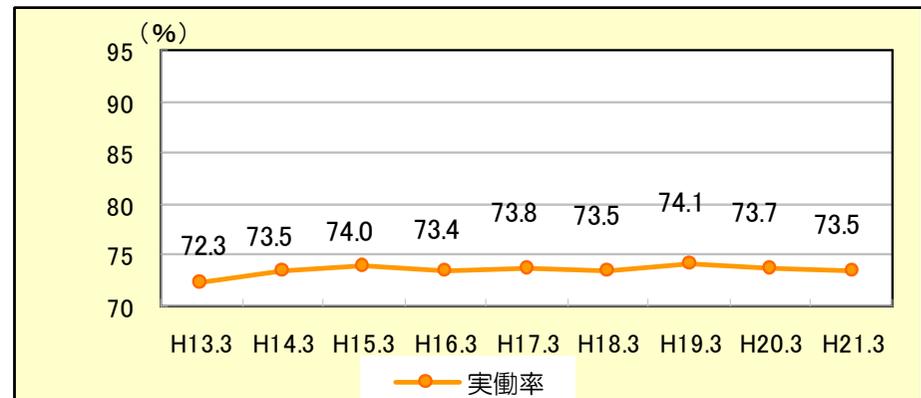
八戸交通圏



弘前交通圏



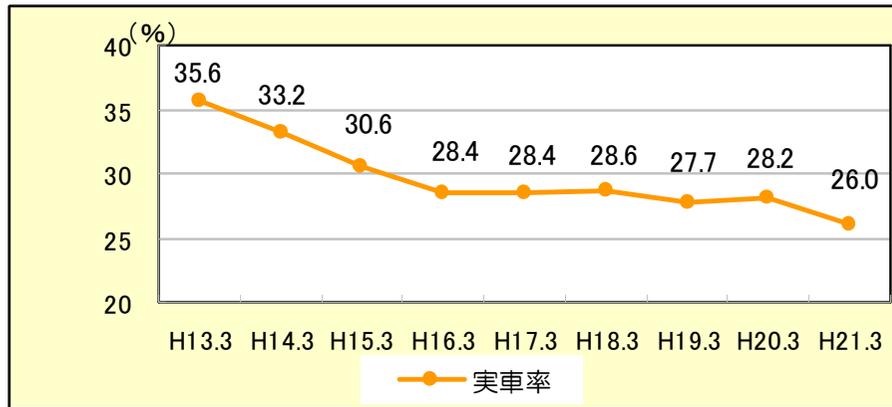
個人タクシー



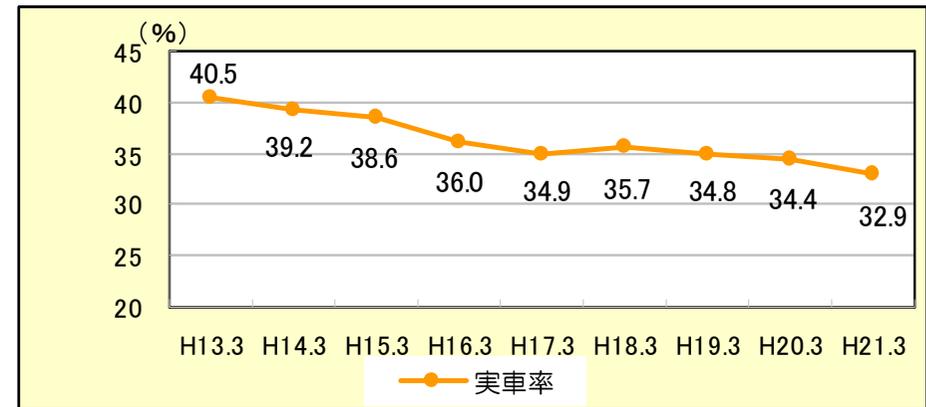
9. 各交通圏ごとの実車率の推移

※実車率…総走行キロにおける実車キロの割合

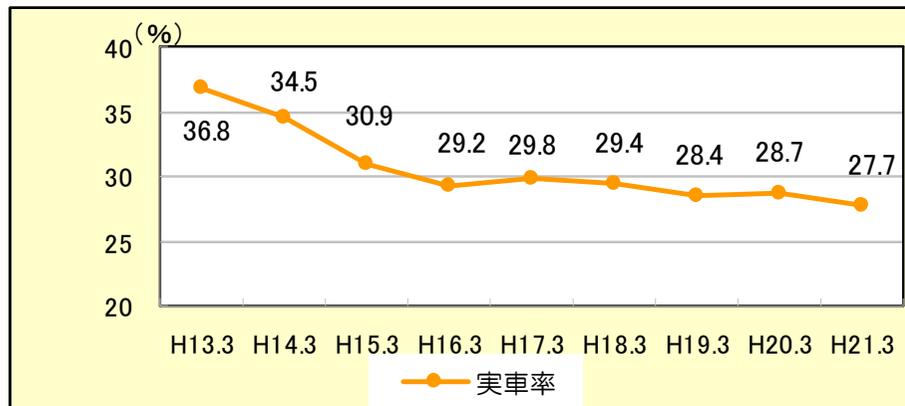
青森交通圏



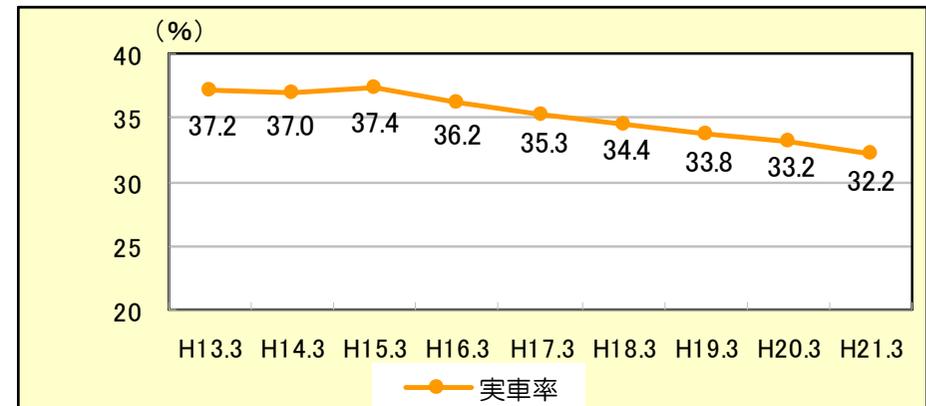
八戸交通圏



弘前交通圏

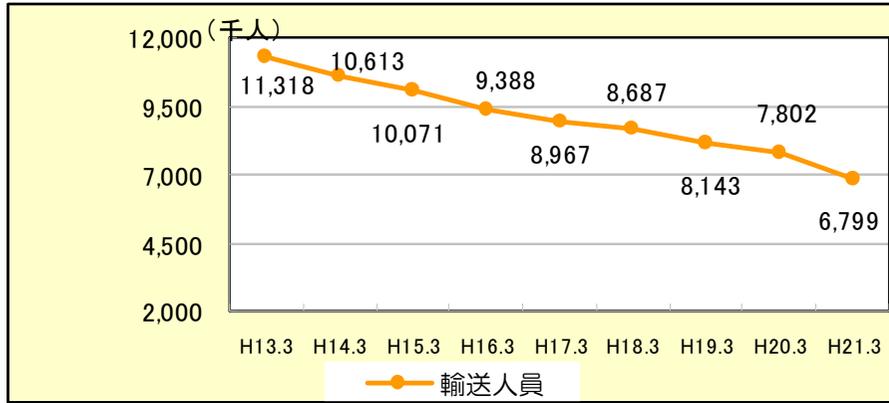


個人タクシー

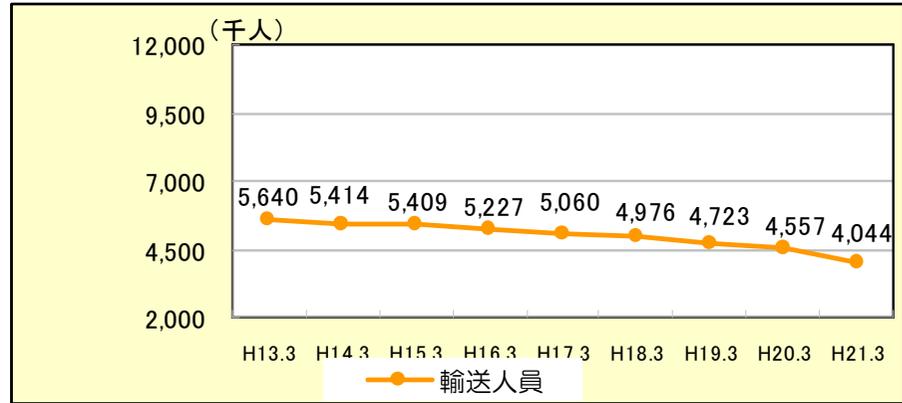


10. 各交通圏ごとの輸送人員の推移

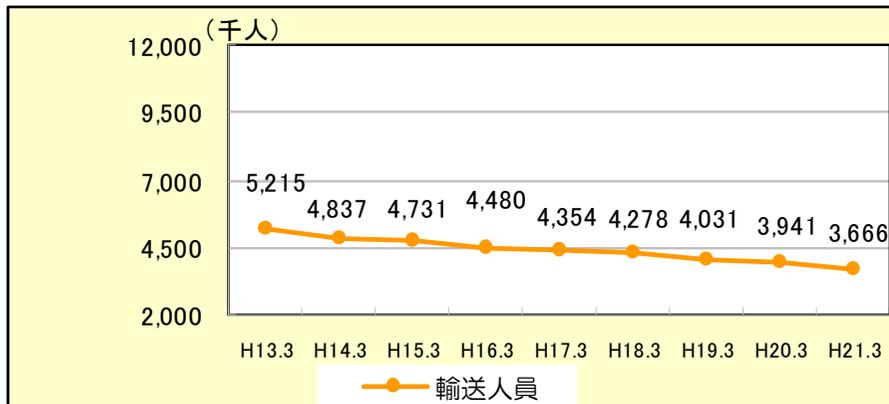
青森交通圏



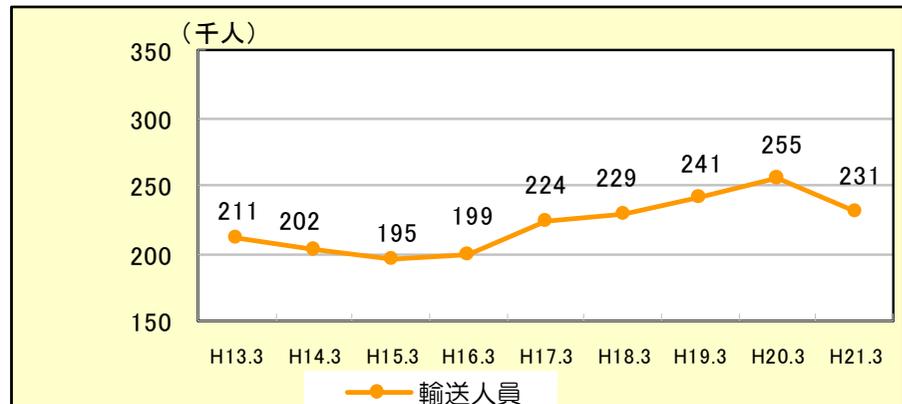
八戸交通圏



弘前交通圏

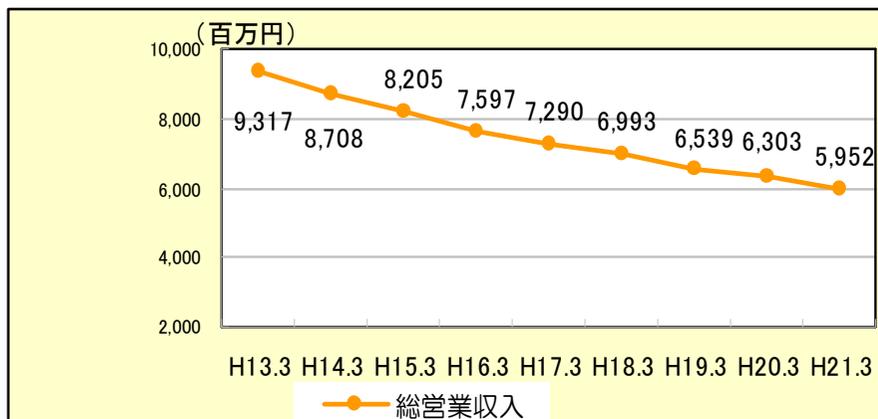


個人タクシー

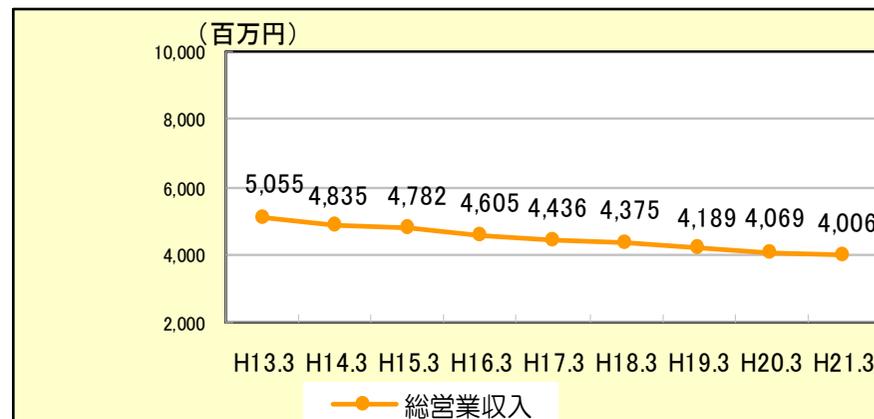


11. 各交通圏ごとの総営業収入の推移

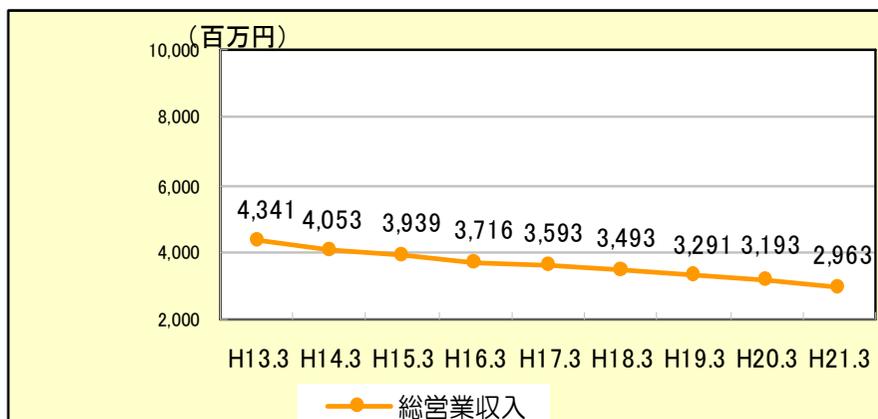
青森交通圏



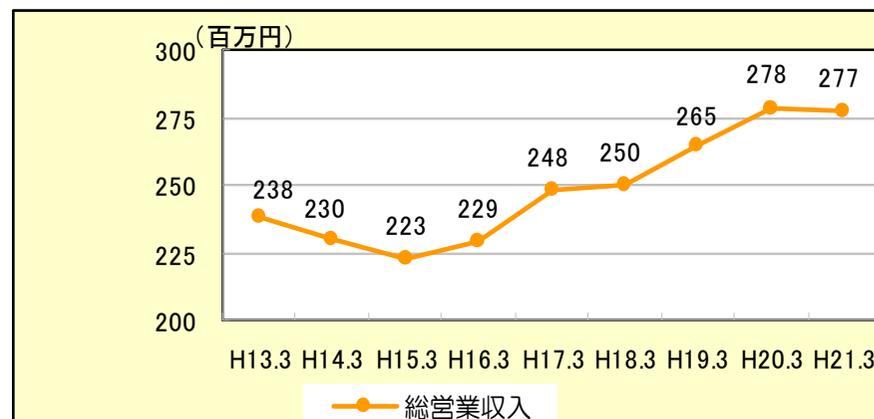
八戸交通圏



弘前交通圏



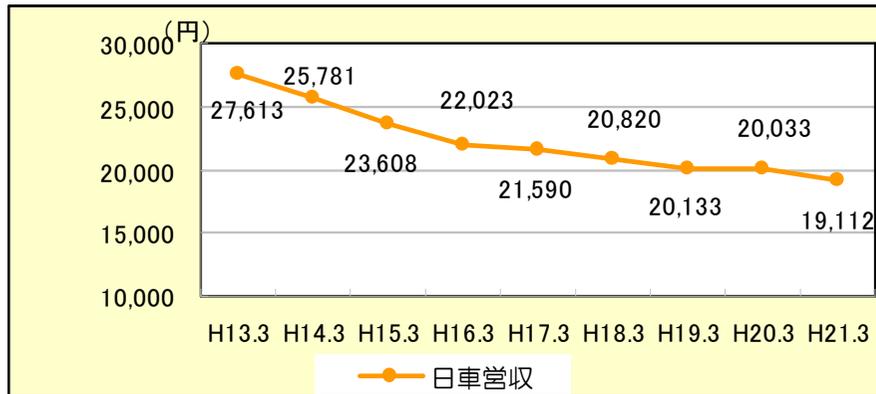
個人タクシー



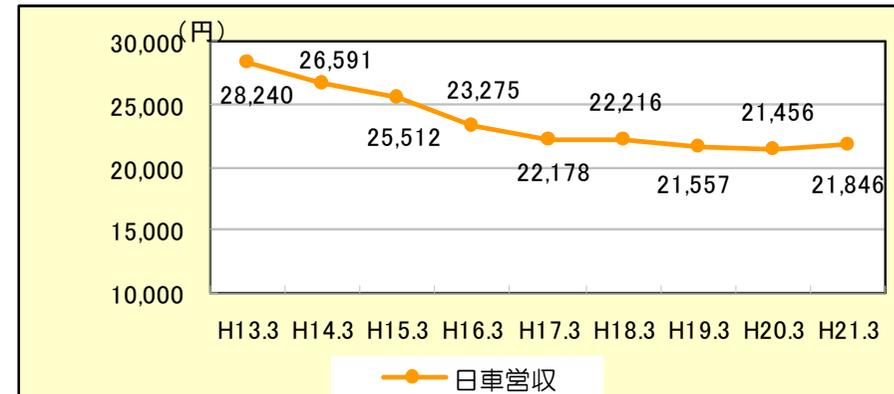
12. 各交通圏ごとの日車営収の推移

※日車営収…1両1日あたりの営業収入

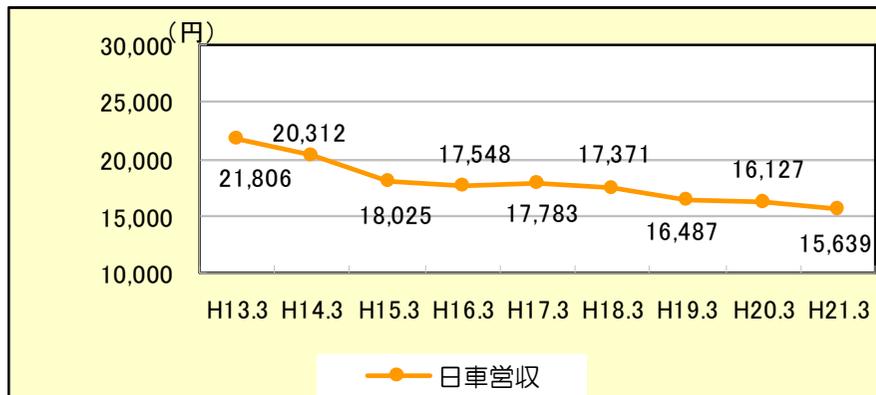
青森交通圏



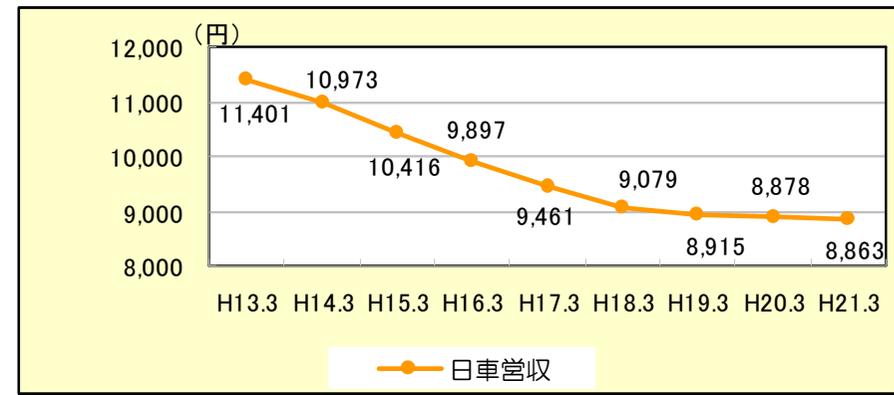
八戸交通圏



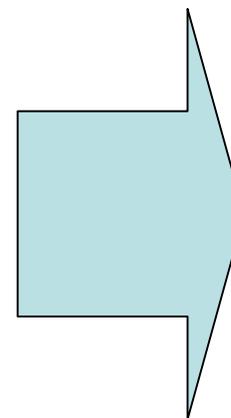
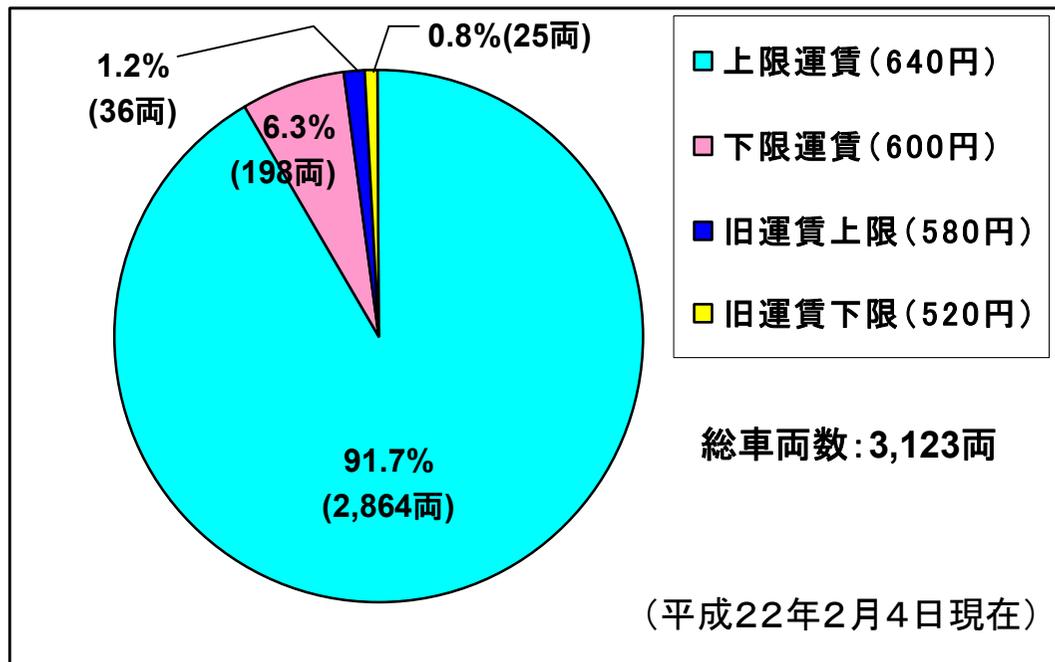
弘前交通圏



個人タクシー



13. 青森県の法人タクシーの運賃体系



多様な運賃体系
が市場に展開

青森県自動認可運賃(小型車)

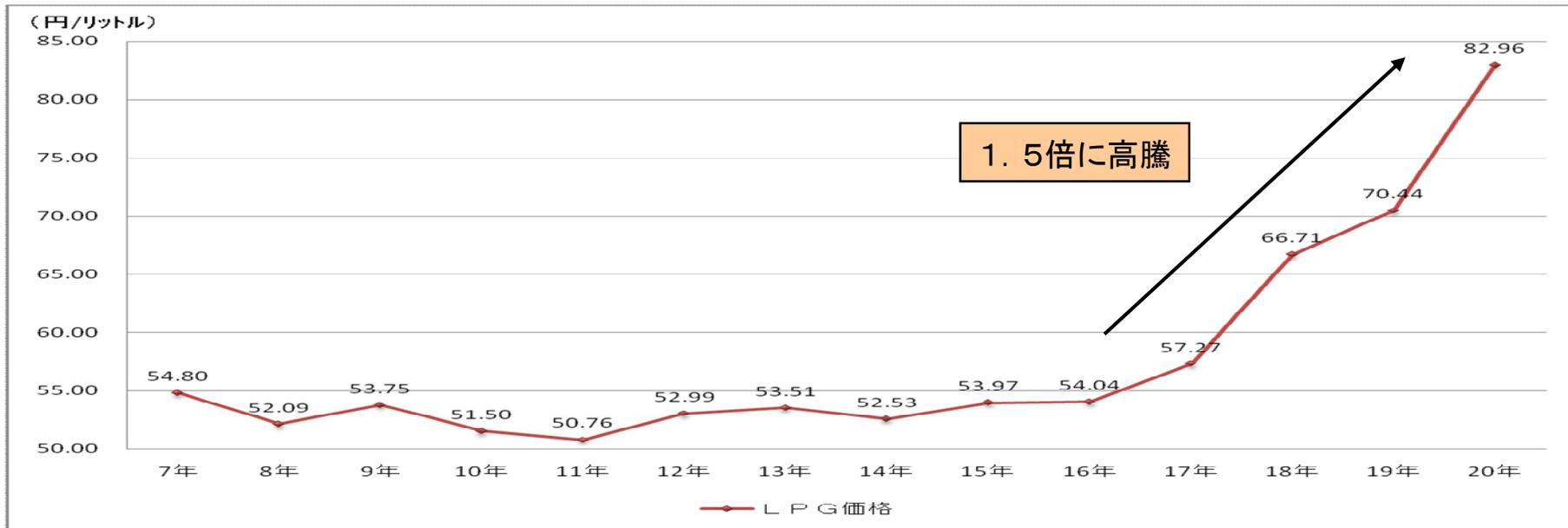
(H21.10.1より適用)

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び 待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		30分ごと
上限運賃	1.5km 640 円	347 m 90 円	2 分 5 秒 90 円	30分 2,480 円
B運賃	1.5km 630 円	353 m 90 円	2 分 10 秒 90 円	30分 2,450 円
C運賃	1.5km 620 円	358 m 90 円	2 分 10 秒 90 円	30分 2,410 円
D運賃	1.5km 610 円	364 m 90 円	2 分 15 秒 90 円	30分 2,370 円
下限運賃	1.5km 600 円	370 m 90 円	2 分 15 秒 90 円	30分 2,330 円



申請にあたり原価計算を
必要としない運賃として東
北運輸局長が認めたもの

14. LPG価格の推移

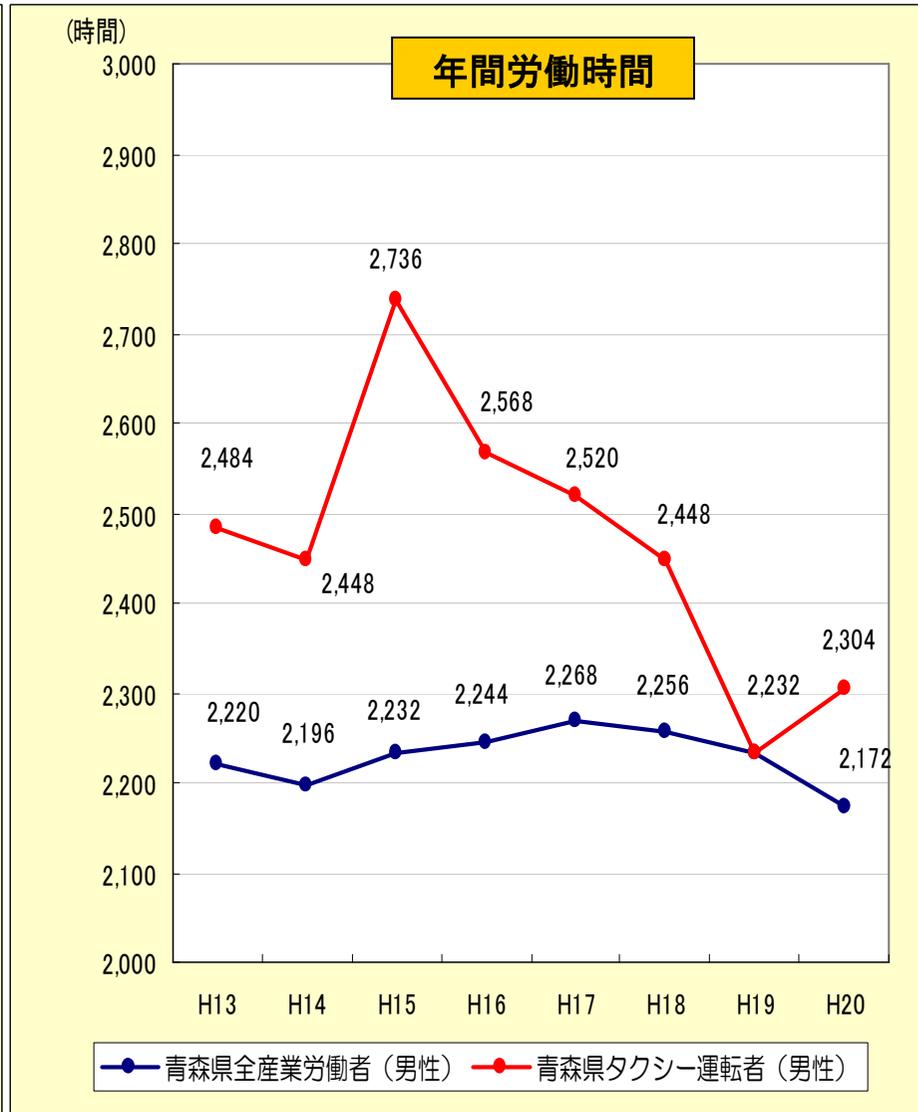
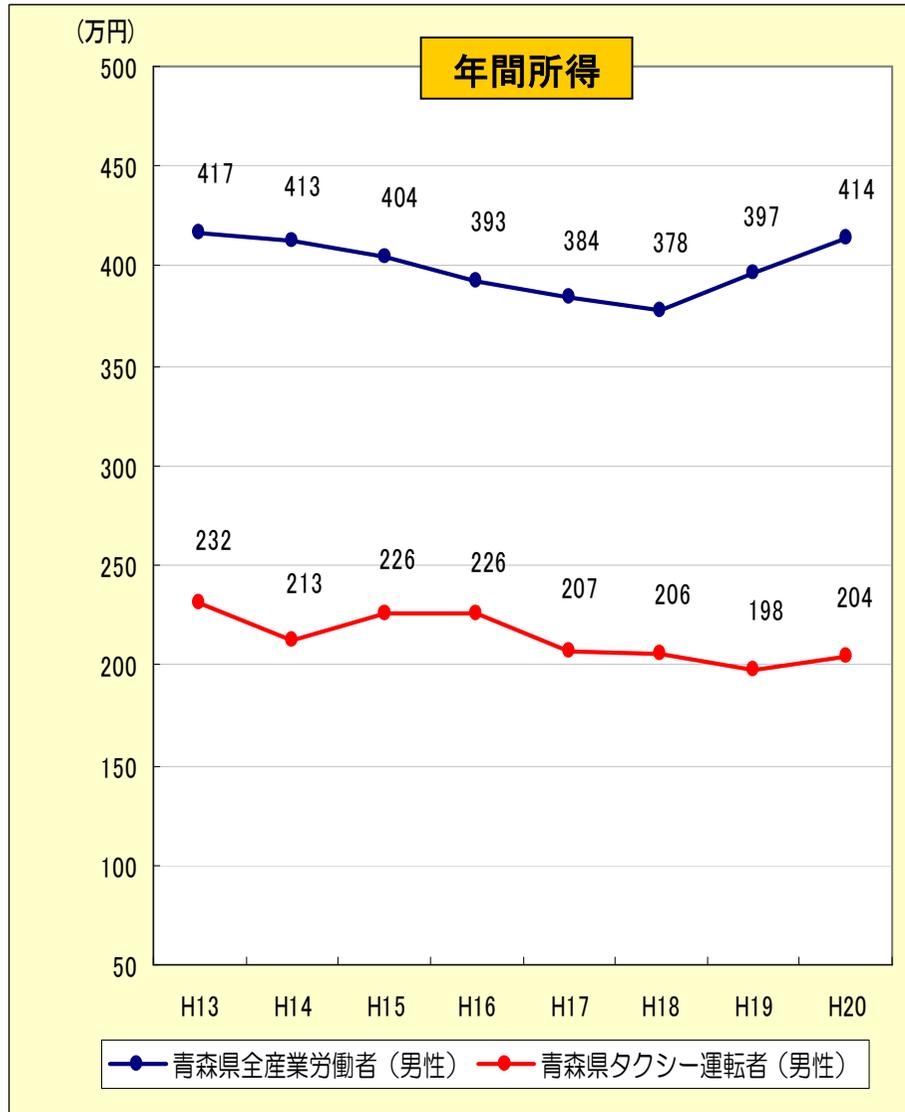


年別	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63
円/リットル	53.32	74.51	66.98	70.18	68.82	70.44	69.18	57.40	49.50	48.55

年別	平成元	平成2年	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10
円/リットル	47.80	52.04	55.28	54.75	54.19	53.99	54.80	52.09	53.75	51.50

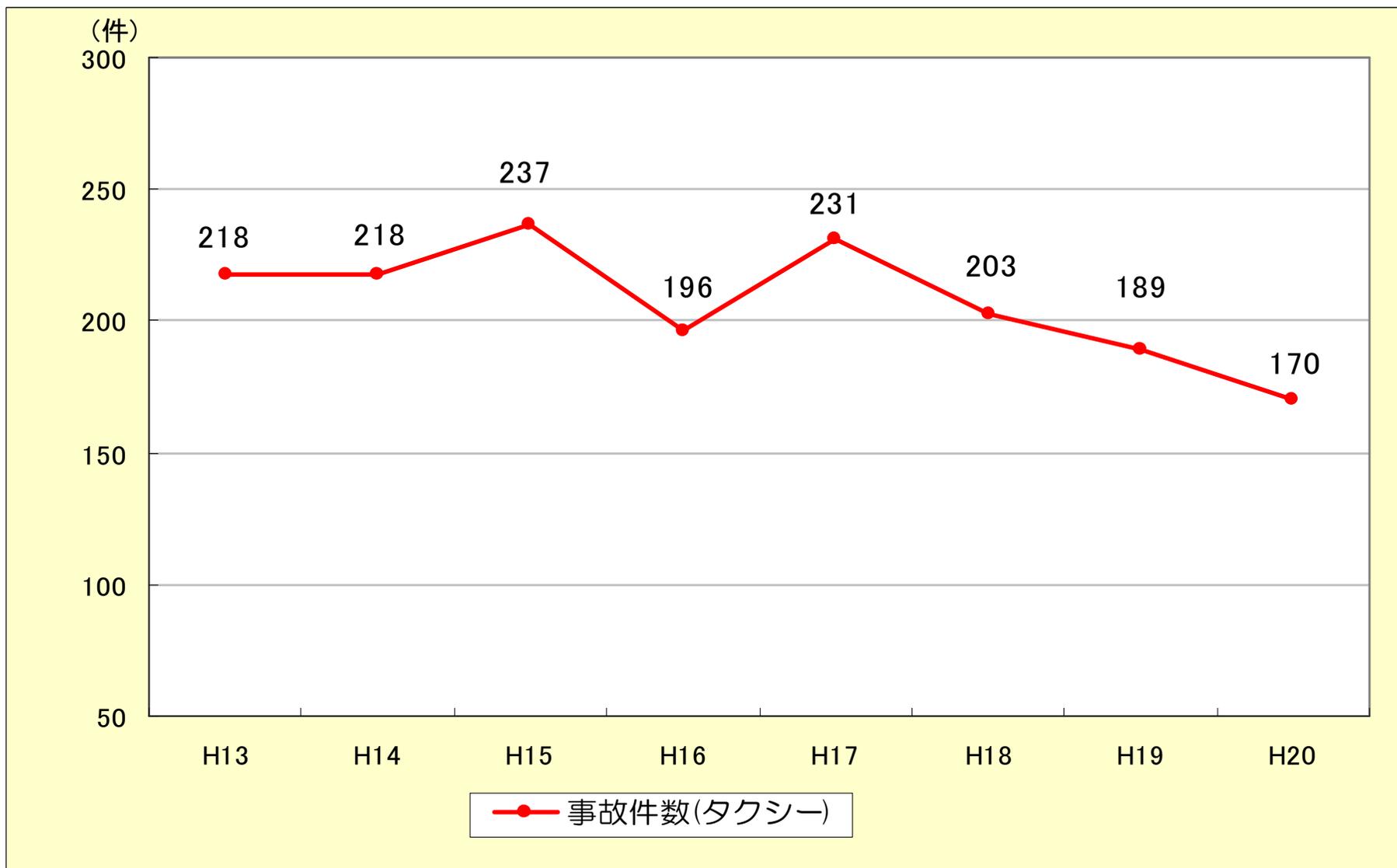
年別	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
円/リットル	50.76	52.99	53.51	52.53	53.97	54.04	57.27	66.71	70.44	82.96

15. 青森県のタクシー運転者と全産業労働者における 年間所得及び年間労働時間の比較(男性)

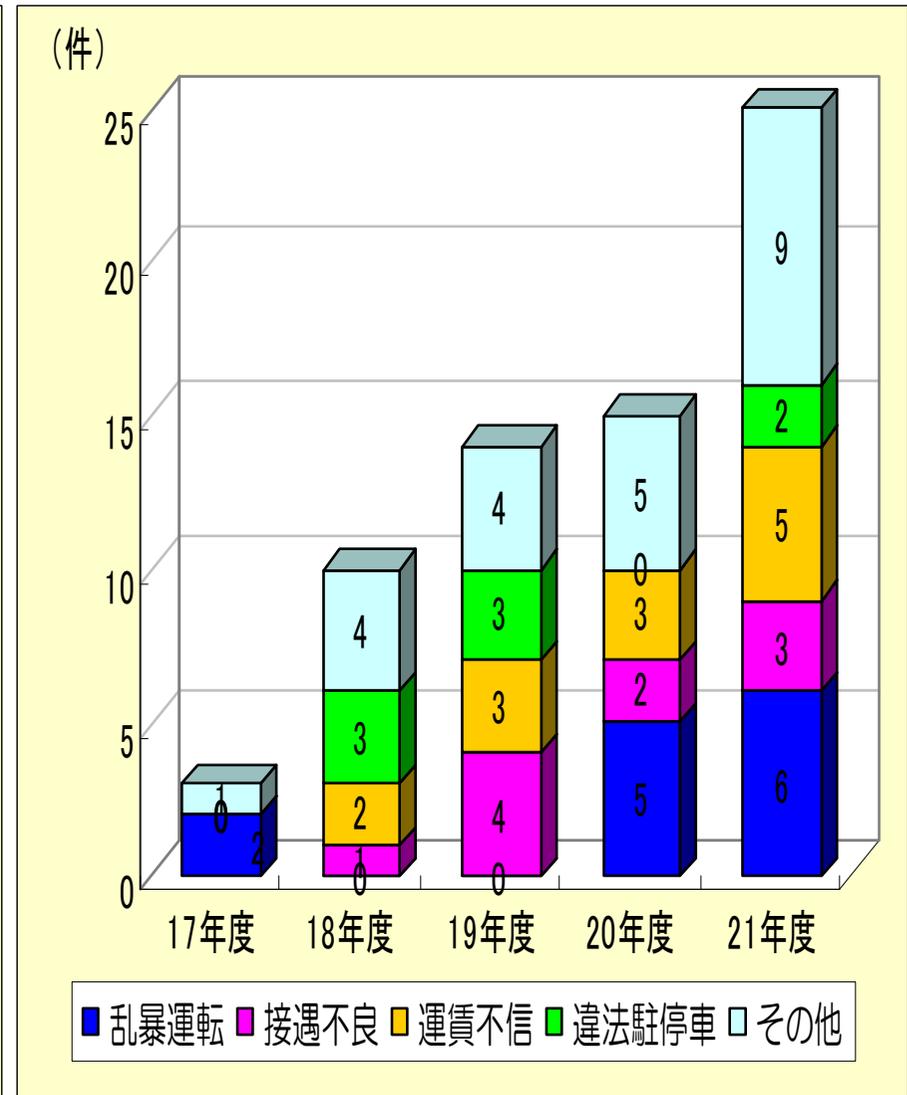
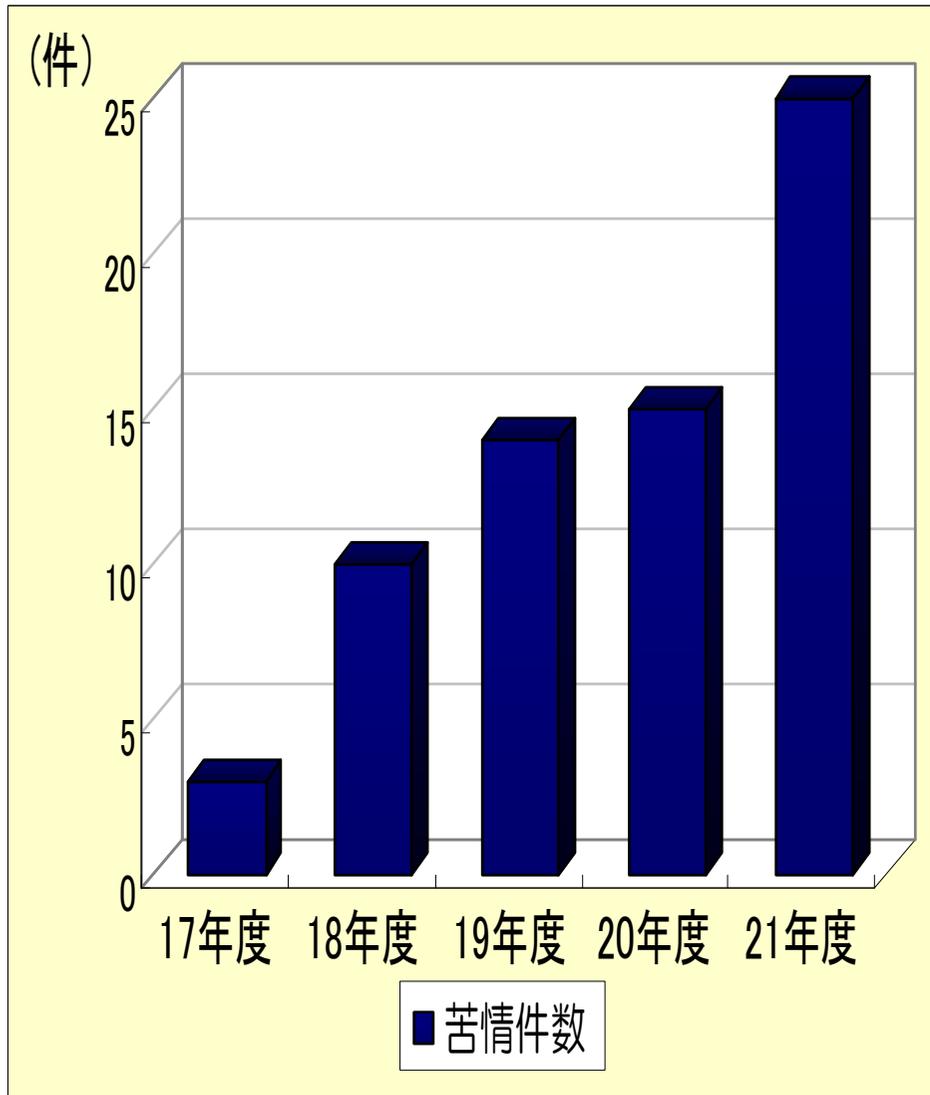


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

16. 青森県のタクシー人身事故発生件数の推移



17. タクシー利用者からの苦情受付件数の推移



まとめ. 青森県のタクシー事業が抱える課題

平成14年2月
改正道路運送法施行

規制緩和(需給調整規制の撤廃)

◆ 輸送人員の恒常的な減少

◆ 過度な運賃競争

- ① タクシー事業の収益基盤の悪化
- ② 運転手の労働条件の深刻な悪化
- ③ 違法不適切な事業運営の横行
- ④ 客待ち違法駐停車等による交通障害

- ◆ 運転手の質低下の恐れ=タクシーサービス水準の低下の恐れ
- ◆ 健全な競争の阻害
- ◆ 利用者のみならず地域社会へも悪影響

輸送の安全・安心の低下

環境・都市問題の深刻化

地域公共交通機関としての機能不全

特定特別監視地域(青森交通圏・八戸交通圏・弘前交通圏)における タクシー事業構造改善計画



I 利用者サービスの改善等によるタクシー需要喚起に関する事項

(1) タクシーサービスの充実・利便性向上

①禁煙車の導入検討……………昨年12月1日よりむつ市全事業者で禁煙タクシーを実施しております。

今年8月5日から青森県内全タクシー車両が禁煙となります。

②地域社会の安全・安心への貢献……………(イ)深夜コンビニ待機防犯タクシーを実施中。

(ロ)警察署と連携してSOS防犯タクシーを実施中。

(ハ)青森県警察本部と地域防犯の協定を締結。

③観光ルート別運賃の設定……………青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏で各種観光コースを多数設定。

④観光ガイドの出来る乗務員養成……………青森交通圏では、観光ガイド認定乗務員制度を実施しております。

⑤効率的な配車……………GPS-AVM機器による効率的な配車を行っております。

⑥駐車違反对策……………定期巡回を実施中。特に重点箇所の違法駐車排除への取り組み中。

(3) 福祉輸送の普及と充実

①移動制約者の移動手段確保の推進……………福祉車両保有は青森交通圏4社、八戸交通圏3社、弘前交通圏5社です。

指定訪問介護事業所は八戸交通圏1社、弘前交通圏3社、計4社です。

②障害者への利便性向上……………点字シールを貼付、障害者割引を適用、福祉車両の導入。

③高齢化社会に対応……………高齢者割引及び免許返納割引を導入。

(3) サービス向上のための研修会等

①運転者のマナー向上……………研修会を定期的実施。各社ごとに実施。

(4) 利用者への情報提供の充実

①協会・事業者による広報の充実……………県協会のホームページへの問い合わせが多数あり、各社へのリンクの貼り付けも実施している。

②運行状況、適正な旅客運送の周知……………観光タクシー等のパンフレットを作成し、駅、各観光案内所等に配布。
タクシー類似行為撲滅のため関係機関への要請。

(5) 乗り場の充実・整備

①タクシー乗り場……………現在、主要箇所に設置していますが、整備、拡充を目指します。

(6) 苦情処理体制の充実・整備

①苦情処理の対策……………各事業者で、苦情処理係りを選任し、苦情処理体制の充実、整備を図っております。

(7) 運行の効率化・環境対策等

- ①運行の効率化……………デジタル GPS 導入による配車時間と走行距離短縮等の効率化を図る。
- ②環境への対策……………アイドリングストップの推進、ハイブリッド車・低燃費 LPG 車導入促進を図る。

(8) 安全対策

- ①安全マネジメント……………経営委員会等で安全マネジメントの有効活用を説明し、自動車事故対策機構の安全マネジメント講習会への参加を呼びかけている。
- ②ドライブレコーダーの有効活用……………現在導入事業者は青森交通圏 3 社、弘前交通圏 1 社となっており、その有効活用性を広く事業者へ PR し、導入促進を図っていきます。
- ③シートベルト着用の周知と徹底……………着用周知シールの貼付。点呼時の声かけ及び無線での呼びかけ。
- ④アルコール検知器の導入……………アルコール検知器は、全事業者が導入し始業、終業点呼時に検査している。
- ⑤巡回指導員によるパトロールの強化…指導委員会が、違法駐車等違反行為に対して巡回指導している。

⑥運転者適正診断……………新適正診断システム「NASVA ネット」の活用促進。

(9) 利用者懇談会の開催

定期的にタクシー事業適正化推進懇談会を開催し、利用者からタクシー活性化のための要望や提言を頂戴しております。

II 乗務員の労働条件の改善

(1) 労働時間の短縮……………実態把握のため調査を実施し、改善に向けた研究を行う。

(2) 賃金制度の改善……………実態把握のため調査を実施し、改善に向けた研究を行う。

(3) 定年制の延長……………実態把握のため調査を実施し、改善に向けた研究を行う。

(4) 乗務員の安全

①乗務員の健康確保等……………年 2 回の健康診断の実施。各事業者において、高齢化を踏まえ診断項目の充実を図る等、乗務員の健康確保に努める。

②快適な職場環境の形成……………各事業者において、快適な職場作りを図るため休憩室、仮眠室等の福利厚生施設の改善充実に努める。

Ⅲ 違法・不適切な経営の排除に関する事項

(1) 関係法令順守……………関係行政機関からの周知。法令順守の研修会の開催。

(2) 輸送秩序の確立と

違法タクシー行為の撲滅……………タクシー事業の健全経営を脅かす、運転代行等によるタクシー営業類似行為を見逃すことなく告発等を積極的に行うとともに、撲滅のため警察等関係機関に取締りの要望を継続的に行う。

(3) 違法客待ち行為の排除……………警察等関係機関と連携協調し取締りを強化する。

適正と考えられる車両数の算定について（弘前交通圏）

○需要量の算定

次式により推定。

需要量

=平成20年度(実績年度)の総実車キロ×平成20年度の総実車キロの対前年度比

○適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

適正と考えられる車両数

=需要量÷(過去5年間の平均総走行キロ×平成13年度の実車率÷過去5年間の平均延実働車両数)
÷365÷実働率(※)

※実働率については、「平成13年度実績値(81%)」、「平成20年度実績値(86%)」及び「90%」を適用してそれぞれ算出

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| ①実働率「平成13年度実績値(81%)」を適用した場合・・・ | <u>算定結果</u> 約470両 |
| ②実働率「平成20年度実績値(86%)」を適用した場合・・・ | <u>算定結果</u> 約440両 |
| ③実働率「90%」を適用した場合・・・・・・・・・・・・・・・・ | <u>算定結果</u> 約420両 |

〈参 考〉

平成20年7月11日現在の車両数	610両
平成21年9月30日現在の車両数	594両

資料:東北運輸局

地域計画について

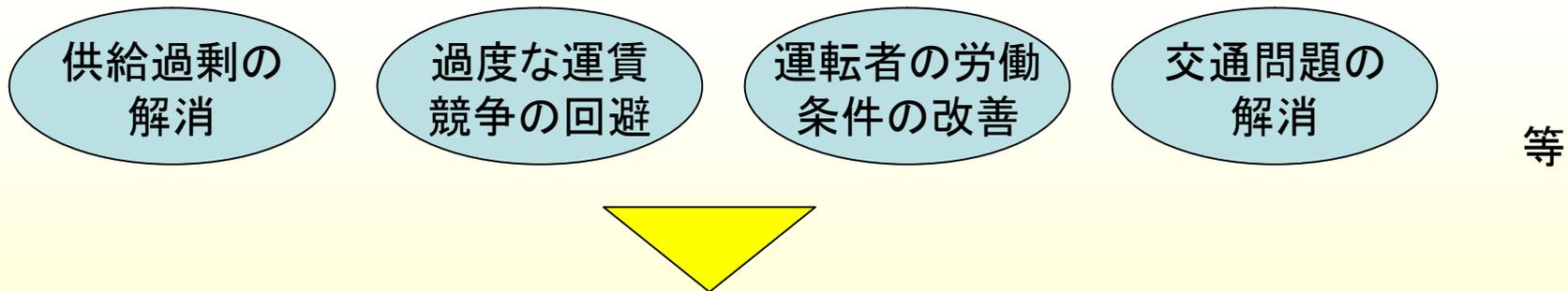
地域計画の基本的な考え方

地域計画とは？

- ・地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示すもの
- ・タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの

地域計画の策定について

- ・協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、**地域の実情に応じた**取組を定める



地域公共交通としてのタクシー機能の改善を目指す

地域計画に定める事項

①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

○地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等

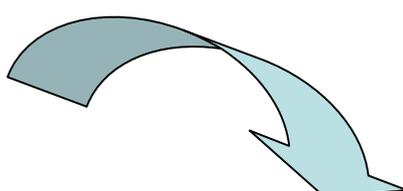
○当該地域において適正と考えられる車両数を考慮する

②地域計画の目標

1. タクシーサービスの活性化
2. 事業経営の活性化、効率化
3. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
4. タクシー事業の構造的要因への対応
5. 交通問題、環境問題、都市問題の改善
6. 供給抑制
7. 過度な運賃競争への対策

③地域計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

④ ①②③で定める事項のほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項



公表